解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月七日

福岡県宮若市鶴田二〇四七番地二

株式会社Ｊ・Ｒ・Ｄ

代表清算人　北島　隆

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月七日

福岡市中央区大手門一丁目八―八―七〇六

有限会社ガイヒーリージャパン

清算人　北　浩一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月七日

福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原二七六三番地

一一〇ホールディングス株式会社

代表清算人　杉山　将樹

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月七日

熊本県八代市郡築三番町一二番地一二

有限会社尾崎電設

代表清算人　尾崎　厚雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十一月十日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十九年四月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月七日

熊本県上益城郡益城町大字宮園七一七番地三

医療法人綾会

清算人　村田　昭

清算人　村田　セツ

清算人　牧島　知子

解散公告（第三回）

当協会は、平成二十九年三月二十三日開催の総会の決議、平成二十九年三月三十日農林水産省並びに金融庁の認可を受けて解散したので、当協会に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月七日

栃木県下野市谷地賀一九四六番地

栃木県漁業信用基金協会

清算人　塩野　哲男

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十九年五月十六日厚生労働大臣の認可により解散しましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月七日

東京都品川区東大井五丁目一二番一〇号

全国労働衛生機関厚生年金基金

代表清算人　立道　肇

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年一月二十八日開催の臨時大会の決議により平成二十九年五月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月七日

山口県岩国市由宇町南沖二丁目一番一号

東邦工業労働組合

清算人　網屋　健二

配当公告

福島県郡山市安積四丁目二九九番地

破産者　株式会社オーバル

右の者に対する福島地方裁判所郡山支部平成二十七年（フ）第一〇一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一一九、一二〇、四七〇円

一、配当することのできる金額

金二六、九七四、八三〇円

平成二十九年六月七日

福島県郡山市神明町一五番一七号　チサン

マンション神明町二〇三号

破産管財人　弁護士　笠間　善裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南五条東二丁目二三番地、最後の住所札幌市西区山の手六条二丁目一番一号はびね山の手

被相続人　亡　木村　敬三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月七日

札幌市西区八軒四条東一丁目二番三〇―一〇三号

相続財産管理人　中川　輝之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市大縄町二四番地、最後の住所北海道函館市大縄町一〇番四号

被相続人　亡　小嶋　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月七日

北海道函館市山の手三丁目三八番一五号

相続財産管理人　小刀称健大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東田川郡庄内町余目字町一四一番地五、最後の住所山形県東田川郡庄内町南野字北野一〇〇番地二

被相続人　亡　後藤　静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月七日

山形県酒田市新橋一―四―六　幸栄ビル二階

相続財産管理人　東海林正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県多野郡神流町大字尾附一九九番地、最後の住所群馬県藤岡市藤岡二八六二番地養護老人ホーム藤野園

被相続人　亡　今井小枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月七日

群馬県高崎市宮元町二九二番地ザ・グラン

クーブス一階

相続財産管理人　弁護士　舟木　諒

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区永代二丁目四八番地、最後の住所埼玉県春日部市備後東七丁目三七番一六号

被相続人　亡　小林　英郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月七日

埼玉県春日部市中央一丁目五七番地一〇号

ガーデンフィール中央二階

相続財産管理人　渡邉　健二